

## 令和5年春季全国火災予防運動について

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図るため火災予防運動を実施します。

- 実施期間 令和5年3月1日（水）から3月7日（火）までの7日間
- 実施主体 桐生市消防本部・桐生市消防団・桐生市婦人消防隊
- 内 容
  - 1 桐生市消防本部
    - (1) 住宅用火災警報器の設置の徹底及び適切な維持管理の周知
    - (2) 防火対象物及び危険物製造所等の立入検査の実施
    - (3) 防火広報の実施
    - (4) のぼり旗の掲出
  - 2 桐生市消防団
    - (1) 一般家庭への火災予防広報ちらしの配布
    - (2) 防火広報を兼ねた防火パトロールの実施
    - (3) サイレン吹鳴の実施  
(黒保根町地内 午前7時と午後7時にそれぞれ30秒間実施)
  - 3 桐生市婦人消防隊  
一般家庭への火災予防広報ちらしの配布



【問い合わせ】  
桐生市消防本部予防課指導係  
担当 田村・武  
TEL 0277-47-1703